

議案第 30 号

三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 25 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

第 1 条 三次市水道事業給水条例（平成 16 年三次市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

家事用	8 m ³	1, 215 円	8 m ³ を超えるもの	171 円
営業用	10 m ³	2, 000 円	10 m ³ を超えるもの	200 円

」を

「

家事用	8 m ³	1, 550 円	8 m ³ を超えるもの	180 円
営業用	10 m ³	2, 000 円	10 m ³ を超えるもの	220 円

」に

改める。

第 2 条 三次市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

家事用	8 m ³	1, 550 円	8 m ³ を超えるもの	180 円
-----	------------------	----------	-------------------------	-------

」を

「

家事用	10 m ³	2,000円	10 m ³ を超えるもの	220円
-----	-------------------	--------	--------------------------	------

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和4年10月1日から、その他の規定は令和5年10月1日から施行する。

(令和4年の料金改定の経過措置)

- 2 この条例第1条による改正後の三次市水道事業給水条例の規定は、令和4年10月使用分の料金から適用し、同年9月使用分以前の料金については、なお従前の例による。

(令和5年の料金改定の経過措置)

- 3 この条例第2条による改正後の三次市水道事業給水条例の規定は、令和5年10月使用分の料金から適用し、同年9月使用分以前の料金については、なお従前の例による。

(三次市簡易水道事業及び飲料水供給事業を水道事業に統合するための関係条例の整理等に関する条例の一部改正)

- 4 三次市簡易水道事業及び飲料水供給事業を水道事業に統合するための関係条例の整理等に関する条例(平成28年三次市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。